

景観づくりの基準に基づく配慮事項

A 建築物の建築等

事項	景観づくりの基準	配慮の内容	審査欄
形態・意匠	1 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とするよう配慮する。 2 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とするよう配慮する。		
色 彩	1 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 2 基調となる色彩は、日本工業規格の色名（J I S Z 8 1 0 2）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色の使用は避ける。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。（※）		
素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。		
建築設備等	建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。		
その他	敷地内においては、できる限り電線類を地中化するとともに、近い将来、敷地外での電線類の地中化が見込まれる地域においては、これに対応するための措置を行う。		

（※）色彩の事項について

- 「落ち着いたある色調」とは、原色に白、灰、黒等を混色した彩度の低いものをいう。ただし、ごく暗い色調のものは除く。
- 「無彩色」とは、白、灰、黒等の色相を持たない色をいう。
- 「素材色」とは、塗料材を除き、使用する素材そのものの色彩をいう。
- 「原色」とは、基本色及び基本色より彩度の高い色彩をいう。
- 「明るい色調」とは、彩度がやや高く、基本色に比べて明度の高い色彩をいう。